

8月は佐賀県同和

「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存知ですか？

- ①現在もなお部落差別が存在するという国の認識が明確にされています（第1条）
- ②日本国憲法の理念からも、部落差別は許されないこと、解消することが重要な課題であることが示されています（第1条）
- ③部落差別解消のための教育及び啓発の必要性が明記されています（第5条）

同和問題（部落差別）に関するさまざまな人権問題が今なお起きています

事例1 結婚・就職などでの差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職などで不利な取扱いを受けるなどの事案が発生しています。



事例2 差別落書きなど

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれるといった事案が発生しています。

特に近年は、インターネットの匿名性、情報発信の容易さから、差別を助長・誘発する表現の掲載が発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、問題となっています。

事例3 差別につながる身元調査など

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。



事例4 えせ同和行為

「えせ同和行為」は、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄附金を強要するなどの行為です。

こうした行為は、同和地区出身者などに対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

